証券コード　3698
平成27年12月１日

株　主　各　位

東京都渋谷区渋谷一丁目７番７号
株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア
代表取締役社長　押　見　正　雄

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年12月16日（水曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年12月17日（木曜日）午前10時

２．場　　所　東京都渋谷区渋谷四丁目４番25号
アイビーホール　４階クリノン
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第15期（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第15期（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

議案　取締役５名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知に提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第17条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.cri-mw.co.jp/）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.cri-mw.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

１．企業集団の現況

⑴ 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新興国、特に中国経済の減速により、先行き不透明な状況ではありますが、原油安による影響や各種政策効果による一定の景気浮揚効果は出ており、力強さに欠けるものの、長い低迷期から抜け出し、緩やかながらも回復基調が持続しております。

ゲーム分野におきましては、スマートフォン（以下、「スマホ」と記載）向けアプリの市場は、成長スピードに落ち着きがみられるものの、市場の拡大は継続しております。一方で国内の家庭用ゲーム市場においては、大型のヒットタイトル不足、ハードウェア販売の伸び悩みにより、依然として厳しい市場環境となっております。

次に、遊技機分野におきましては、人気の高いパチンコ・パチスロ機の販売は堅調に推移しているものの、昨年の型式試験の運用変更による影響を受け、特にパチスロ機の販売は低迷が懸念されます。

これらの状況下、当社グループでは、当社製ミドルウェア（以下、「CRIWARE」と記載）のゲーム分野向け新規採用数が安定的に伸び、実績合計　3,146件　と堅調に推移しております。特に注力しているスマホアプリ向けライセンス販売強化のため、独自の販売チャネルを有するパートナー企業との業務提携やアプリ開発のボトルネックを解消する技術提供、楽曲解析ミドルウェア製品開発などを進めてまいりました。

遊技機分野では、半導体メーカーへのCRIWAREの供給や特定顧客のハードウェア向けカスタマイズ開発など、厳しい市場環境の中、実績を積み重ねてまいりました。

また、新規分野である医療・ヘルスケア向けの展開では、タブレット端末を活用したクリニック向け予約システムの開発、大学病院の実証実験にプロジェクトパートナーとして参画し、当社が強みを持つユーザーインターフェース技術の提供やネットワーク構築の支援を行うなど、積極的な取り組みを行ってまいりました。

このような結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,195,571千円（前連結会計年度比4.4%増）、営業利益266,946千円（前連結会計年度比23.8%増）、経常利益261,778千円（前連結会計年度比17.9%増）、当期純利益161,102千円（前連結会計年度比13.7%増）となりました。

② 設備投資の状況

特筆すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、平成26年11月27日に東京証券取引所マザーズに上場し、公募増資を行い平成26年11月26日に払込が完了しております。また、株式上場に関連してオーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当増資を行い、平成26年12月９日に払込が完了しております。これらにより新規で150,000株の株式発行を行いました。その結果、当連結会計年度において資本金及び資本剰余金がそれぞれ165,600千円増加し、当連結会計年度末において資本金が198,850千円、資本剰余金が188,850千円となっております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 12 期 (平成24年９月期)	第 13 期 (平成25年９月期)	第 14 期 (平成26年９月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (平成27年９月期)
売　　上　　高(千円)	1,002,127	988,142	1,145,245	1,195,571
経　常　利　益(千円)	10,383	83,298	222,046	261,778
当　期　純　利　益(千円)	1,072	53,083	141,652	161,102
１株当たり当期純利益　(円)	0.27	13.72	36.61	37.95
総　　資　　産(千円)	929,210	1,041,419	1,245,581	1,729,933
純　　資　　産(千円)	759,921	823,790	971,907	1,470,097
１株当たり純資産額　(円)	196.45	212.96	251.25	340.44

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。

２．当社は、第14期より連結計算書類を作成しております。なお、第12期及び第13期につきましては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。

３．当社は、平成26年８月６日付で株式１株につき200株の株式分割、また平成27年４月１日付で株式１株につき３株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　子会社の状況

会　　社　　名	資　　本　　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
CRI Middleware, Inc.	58,346千円 ($500,000)	100%	欧米におけるミドルウェアの許諾販売及び市場調査

(4) 対処すべき課題

当社グループは、変化の激しい環境下で当社グループが着実な成長を図るため、次の課題に取り組んでまいります。

① ゲーム分野におけるCRIWARE許諾事業の拡大のために、海外市場、特に北米、中国に向けての事業展開を進めてまいります。また、楽曲解析やスマホ向け新機能など、より付加価値の高い技術の開発、ライセンスによる収益の拡大を目指します。

② 遊技機分野では、これまで蓄積してきた開発現場のニーズに応える独自技術を基に、新型半導体へのCRIWAREの採用、許諾事業の拡大を図ります。また、遊技機以外の組込み機器向けに、独自の圧縮技術等を活用したIoT分野への進出を視野に入れ、取り組みを強化してまいります。

③ 新規分野では、既に実績のある医療・ヘルスケア向け分野をはじめ、カラオケやカジノ、ストリーミング配信など、当社の強みを生かせる分野に注力して技術開発を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年９月30日現在）

ミドルウェアの研究開発及び許諾販売

(6) 主要な事業所（平成27年９月30日現在）

① 当社

名　　称	所 在 地
本　　社	東京都渋谷区渋谷一丁目７番７号
分　　室	東京都渋谷区渋谷一丁目８番１号

② 子会社

名　　称	所 在 地
CRI Middleware, Inc.	アメリカ合衆国カリフォルニア州

(7) 従業員の状況（平成27年９月30日現在）

企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
63名	１名増	36.7歳	7.5年

(注)　１．従業員数には、従業員兼務役員を含んでおりません。

２．従業員数は就業人員であります。

３．子会社であるCRI Middleware, Inc.は当社の従業員１名が、同社の役員として駐在しており、同社の従業員はおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年９月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成26年11月27日に東京証券取引所マザーズに上場し、公募増資を行い平成26年11月26日に払込が完了しております。また、株式上場に関連してオーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当増資を行い、平成26年12月９日に払込が完了しております。これらにより新規で150,000株の株式発行を行いました。その結果、当連結会計年度において資本金及び資本剰余金がそれぞれ165,600千円増加し、当連結会計年度末において資本金が198,850千円、資本剰余金が188,850千円となっております。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年９月30日現在）

① **発行可能株式総数**　14,400,000株

② **発行済株式の総数**　4,318,200株　（自己株式は所有しておりません。）

③ **株主数**　1,750名

④ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
ＣＲＩ・ミドルウェア従業員持株会	792,900株	18.36%
株式会社セガゲームス（注）	780,000株	18.06%
鈴木　久司	600,000株	13.89%
押見　正雄	394,200株	9.13%
古川　憲司	252,000株	5.84%
松下　操	123,000株	2.85%
鈴木　泰山	78,600株	1.82%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN（CASHPB）	50,500株	1.17%
青山　幸雄	36,000株	0.83%
日本証券金融株式会社	33,400株	0.77%

（注）平成27年４月１日付で、株式会社セガゲームスから株式会社セガホールディングスへ譲渡されたことを大量保有報告書で確認しておりますが、平成27年９月30日現在の株主名簿上では株式会社セガゲームスとなっております。

⑤ **その他株式に関する重要な事項**

イ．当社は、平成26年11月27日に東京証券取引所マザーズに上場し、平成26年11月26日を払込期日とする公募増資を行いました。その結果、発行済株式の総数は110,000株増加し、1,399,400株となりました。

ロ．当社は、平成26年12月９日を払込期日とする、株式上場に関連してオーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当増資を行いました。その結果、発行済株式の総数は40,000株増加し、1,439,400株となりました。

ハ．当社は、平成27年４月１日を効力発生日として、普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行いました。この結果、発行済株式の総数は2,878,800株増加し、4,318,200株となっております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第２回新株予約権
発行決議日		平成25年10月30日
新株予約権の数		350個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　(注) 2　210,000株 (新株予約権１個につき　600株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　155,400円 (注) 2 (１株当たり　259円)
権利行使期間		平成27年11月１日から 平成32年10月31日まで (注) 3
行使の条件		(注) 1
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数　350個 目的となる株式数　210,000株 保有者数　5名

(注) 1．イ　新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

ロ　新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

ハ　新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。

2．平成26年７月10日開催の当社臨時取締役会により、平成26年８月６日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。また、平成27年４月１日付で普通株式１株につき３株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」は209,650株増加し、210,000株となっております。また、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は154,913円から259円となっております。

3．平成26年12月16日開催の当社定時株主総会により、株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア第２回新株予約権の誤記更正の件を決議し、権利行使期間を更正しております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年９月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	押見　正雄	
代表取締役会長	古川　憲司	株式会社ベリサーブ社外取締役
取締役	鈴木　泰山	第３事業ユニット長
取締役	松下　操	第２事業ユニット長
取締役	田中　克己	コーポレート本部長
常勤監査役	片山　勝博	
監査役	内田　実	ネットワンシステムズ株式会社 社外監査役 株式会社博報堂ＤＹホールディングス 社外監査役
監査役	金成　壽及	株式会社セガホールディングス コーポレート本部　事業支援部　参事

(注) １．監査役　片山勝博氏、内田実氏及び金成壽及氏は、社外監査役であります。

２．常勤監査役　片山勝博氏は、長年に亘る上場会社における管理部門での経験、また常勤監査役として豊富な経験と高い見識を有しております。

・監査役　内田実氏は、弁護士の資格を有しております。

・監査役　金成壽及氏は、長年に亘る金融機関での勤務経験と、ゲーム会社における管理部門責任者及び海外での経験を有しております。

３．当社は常勤監査役片山勝博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取　締　役	5名	54,268千円
監　査　役 （うち社外監査役）	3名 (3名)	12,462千円 (12,462千円)
合　計 （うち社外役員）	8名 (3名)	66,730千円 (12,462千円)

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役の報酬限度額は、平成23年12月20日開催の定時株主総会決議において年額90,000千円以内と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、平成19年６月21日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏　　名	地　　位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
内田　　実	監査役	ネットワンシステムズ株式会社 社外監査役 株式会社博報堂ＤＹホールディングス 社外監査役	当社との間に記載すべき関係はございません。
金成　壽及	監査役	株式会社セガホールディングス コーポレート本部　事業支援部　参事	当社の大株主である株式会社セガゲームスの親会社であります。株式会社セガホールディングスは、当社のミドルウェアの使用許諾先、受託業務取引先でありますが、一般の取引と同様のものであります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
監査役　片　山　　勝　博	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、また監査役会16回すべてに出席し、長年に亘る上場会社における管理部門での経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役　内　田　　実	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、また監査役会16回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役　金　成　　壽　及	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、また監査役会16回すべてに出席し、主に金融機関での勤務経験と海外法人でのＣＦＯ（最高財務責任者）としての経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,375千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,375千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合は、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは責任限定契約を締結しておりませんが、当社定款第41条において、会社法第427条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨の定めをしております。

⑸ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、取締役及び社員が職務を執行する上で、法令及び定款に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすことを最重要と位置づけております。取締役会等での議論を通じて、全取締役のコンプライアンスに対する意識を高め、それに基づいて職務の執行を徹底しております。当社の取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督しております。また、監査役も出席し取締役の職務の執行の適法性を監査しております。一方、法令等遵守に関する規程の整備を進め、社員の法令等の遵守意識の維持・向上を図っております。また、内部監査担当により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、その結果について被監査部門へ報告及び適切な指導をするとともに、代表取締役社長へ報告しております。子会社に対しても内部監査規程、関係会社管理規程に基づき、年１回の内部監査を実施し、同様の手続きを行う体制としております。

② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び子会社は、取締役会議事録を作成し、保管する仕組みを構築しております。また、当社の取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理規程等に基づいて管理し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行っております。これらの事務手続きについては、コーポレート本部担当取締役が所管し、運用状況の検証、見直しの経過など、定期的に取締役会に報告しております。また、情報セキュリティ委員会において、情報管理の仕組みの整備を進めております。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、損失の危険の管理について、社内での意識づけを図っております。また、当社は代表取締役社長直轄の内部監査担当を設置しており、内部監査担当は、内部監査規程に基づいて監査実施項目及び方法を検討して監査計画を立案し、計画に基づく監査を実施しております。内部監査担当及び監査役の監査により、法令又は定款に違反する事項、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、代表取締役社長に直ちに報告することとしております。同様に、関係会社管理規程に基づく、子会社に対する当社の内部監査担当及び監査役の監査により、法令又は定款に違反する事項、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、当社の代表取締役社長に直ちに報告し、子会社に対して指導又は勧告を行う体制としております。

④　当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、毎月1回定時に開催するほか、緊急を要する場合には臨時に開催し、経営全般の意思決定機関として機動的に運営しております。業務執行の監督については、取締役会規程により定められている事項に関し、すべて取締役会に付議することとし、その際には議題に関する十分な資料が全役員に配付され、経営判断の原則に基づき充実した議論が行われる体制をとっております。日常の業務遂行につきましては、職務権限基準表、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとしております。なお、業務を効率的に行うために、業務システムの合理化やＩＴ化を推進しております。また、子会社の取締役より、関係会社管理規程に基づき、営業成績、財務状況その他の重要な情報について毎月報告を受ける体制をとっており、必要に応じ、当社の取締役会にて審議を行っております。

⑤　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社からなる企業集団のリスク情報の有無を確認するために、当社の子会社の管理を担当するコーポレート本部は、関係会社管理規程に基づいて子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会の承認を受けるものとしております。

⑥　監査役の職務を補助すべき社員に関する事項、その社員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の職務を補助すべき社員に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき社員はおりませんが、監査役が職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合には、代表取締役社長は、その人数、要件、期間及び事由を勘案し、速やかに適任者を選任します。また、その人事及び独立性、実効性については取締役と監査役にて意見交換を行い、適切に対応するものとしております。

⑦　当社及び子会社の取締役及び社員が監査役に報告をするための体制

当社及び子会社の取締役及び社員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、内部通報制度運用規程に基づき、直ちに監査役に報告する体制をとっております。また、常勤監査役は、重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び社員にその説明を求めることとしております。当社及び子会社の取締役及び社員は、監査役が報告を要請した事項については、速やかに報告を行っております。なお、内部通報制度運用規程において、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けることを禁止し、その保護を図っております。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び社員は監査役の監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めております。代表取締役社長は、監査役と定期的な意見交換を行うとともに、監査役が内部監査担当との適切な意思疎通及び効果的な監査業務を実施するための体制を構築しております。また、監査役は毎月１回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から会計監査に関する報告を受け、意見交換を行います。監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとしております。

⑨　反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社は、反社会的勢力に対して、以下のとおりの対応を行っております。

イ．反社会的勢力を排除するための社内体制の整備､外部専門機関との連係を行っております。

ロ．反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を整備し､当該部署が情報の一元管理・蓄積、遮断のための取組支援、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連係等を行っております。

ハ．契約書に暴力団排除条項を導入しております。

ニ．取引先の審査等を行うとともに､暴力追放運動推進センターや他企業等の情報を活用しております。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善に努めるとともに、金融商品取引法及び関係法令との適合性を確保しております。

⑹ 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、平成27年６月11日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の改定を決議いたしました。

業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において相互に業務執行を監視しており、また常勤監査役は、取締役会やその他社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やリスク管理について不適切な点がないか検証しております。

また、内部監査担当により各部署の内部監査を行っており、運用状況に不適切な点がないか監視しております。

⑺ 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（会計監査人の監査報告書受領後に生じた会社の現況に関する重要な事実）

1．株式会社ウィズ・パートナーズとの業務提携について

当社は、平成27年11月12日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社ウィズ・パートナーズ（以下「ウィズ・パートナーズ」といいます。）との間で、当社の事業開発に関する業務提携を行うことを決議いたしました。

⑴業務提携の理由

当社は、今後の成長戦略として、「①スマートフォンゲームへの展開」、「②海外展開」、「③新規分野の事業開発」の3つを挙げております。

今般、ウィズ・パートナーズとの業務提携により、当社の事業展開に対する積極的な支援を得、その各種施策に必要な協業企業への資本参加を含む提携・M&A等のための費用の一部を確保することを目的として、後記2．の第三者割当を実施することといたしました。当社は、本第三者割当を通じて、上述の「②海外展開」、「③新規分野の事業開発」を推進・加速することにより中長期的な企業価値向上を図るものであります。

⑵業務提携の内容等

①既存事業の事業拡大

当社は、ウィズ・パートナーズが持つネットワークを活用し、ゲーム・アミューズメント・ヘルスケア関連の既存事業の売上拡大を目指します。

②海外展開（中国及び欧米など）

当社は、中国のゲーム開発会社に対する、高品質で魅力的なゲームの開発を可能とするミドルウェアの提供及びサービスについて、共同して検討を進める予定です。また、当社は、欧米への展開に関しても、当社米国子会社を基点に、ウィズ・パートナーズのネットワークも活用し、顧客開拓を加速します。

③事業提携及びM＆A等

当社は、当社の内部経営資源を最大限に活用するとともに、当社と事業シナジー効果のある技術やサービス事業を展開している企業との事業提携やM&A等を通じた外部経営資源の活用や外部成長の取り込みを図ります。

一方、ウィズ・パートナーズは、当社との業務提携によって、当社のこうした事業提携や事業活動等に関連して発生する投資機会を新たに発掘又は確保し、ウィズ・パートナーズの投資事業を促進・拡大することを目指しています。

2．第三者割当により発行される第１回無担保転換社債型新株予約権付社債、第２回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第４回新株予約権について

当社は、平成27年11月12日開催の取締役会において、ウィズ・パートナーズが業務執行組合員を務めるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合を割当予定先とする第三者割当の方法により第1回無担保転換社債型新株予約権付社債、第２回無担保転換社債型新株予約権付社債、及び第４回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。

⑴第１回無担保転換社債型新株予約権付社債

券面総額又は振替社債の総額（円）	310,000,000円
各社債の金額（円）	10,000,000円の１種
発行価額の総額（円）	310,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円 ただし、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率（％）	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成31年12月25日
償還の方法	１．償還金額 額面100円につき金100円。ただし、繰上償還する場合は本欄２⑵乃至⑷に定める金額による。 ２．償還の方法及び期限 ⑴本社債は、平成31年12月25日（以下「償還期限」という。）にその総額を償還する。 ⑵当社は、平成28年11月30日以降、平成31年12月24日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の１ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。 ①平成28年11月30日から平成29年11月29日までの期間：101.5％ ②平成29年11月30日から平成30年11月29日までの期間：103.0％ ③平成30年11月30日から平成31年12月24日までの期間：104.5％

	(3) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の１ヶ月前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することを、当社に請求する権利を有する。 ①平成27年11月30日から平成28年11月30日までの期間：105.0% ②平成28年12月１日から平成31年12月24日までの期間：100.0% (4) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 3．償還元金の支払場所 株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア　経理・財務部 東京都渋谷区渋谷一丁目７番７号 住友不動産青山通ビル ９階
新株予約権に関する事項	新株予約権の目的となる株式の種類　普通株式 発行する新株予約権の総数　31個 転換価額　1株当たり1,332円 行使期間　平成27年11月30日から平成31年12月24日まで
募集の方法	第三者割当の方法により、全部を次の者に割り当てる。 ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合
申込証拠金（円）	該当事項なし。
申込期日	平成27年11月30日(月)
申込取扱場所	株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア　経理・財務部 東京都渋谷区渋谷一丁目７番７号 住友不動産青山通ビル ９階
払込期日	平成27年11月30日(月) 本転換社債型新株予約権の割当日も同日とする。
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）第２条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第１項第３号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法（明治38年法律第52号、その後の改正を含む。）に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第４項の規定に準じて公告する。
財務上の特約（その他の条項）	本新株予約権付社債には担付切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

⑵ 第２回無担保転換社債型新株予約権付社債

券面総額又は振替社債の総額（円）	340,000,000円
各社債の金額（円）	10,000,000円の１種
発行価額の総額（円）	340,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円 ただし、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率（％）	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成31年12月25日
償還の方法	１．償還金額 額面100円につき金100円。ただし、繰上償還する場合は本欄２⑵乃至⑷に定める金額による。 ２．償還の方法及び期限 ⑴ 本社債は、平成31年12月25日（以下「償還期限」という。）にその総額を償還する。

	(2) 当社は、平成28年11月30日以降、平成31年12月24日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の１ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。 ①平成28年11月30日から平成29年11月29日までの期間：101.5% ②平成29年11月30日から平成30年11月29日までの期間：103.0% ③平成30年11月30日から平成31年12月24日までの期間：104.5% (3) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の１ヶ月前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することを、当社に請求する権利を有する。 ①平成27年11月30日から平成28年11月30日までの期間：105.0% ②平成28年12月１日から平成31年12月24日までの期間：100.0% (4) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 3．償還元金の支払場所 株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア　経理・財務部 東京都渋谷区渋谷一丁目７番７号 住友不動産青山通ビル ９階
新株予約権に関する事項	新株予約権の目的となる株式の種類　普通株式 発行する新株予約権の総数　34個 転換価額　1株当たり1,731円 行使期間　平成27年11月30日から平成31年12月24日まで
募集の方法	第三者割当の方法により、全部を次の者に割り当てる。 ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合
申込証拠金（円）	該当事項なし。
申込期日	平成27年11月30日(月)
申込取扱場所	株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア　経理・財務部 東京都渋谷区渋谷一丁目７番７号 住友不動産青山通ビル ９階
払込期日	平成27年11月30日(月) 本転換社債型新株予約権の割当日も同日とする。
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）第２条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第１項第３号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法（明治38年法律第52号、その後の改正を含む。）に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第４項の規定に準じて公告する。
財務上の特約（その他の条項）	本新株予約権付社債には担付切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

⑶第４回新株予約権

新株予約権の総数	1,708個
発行価額	2,664,480円（本新株予約権1個につき1,560円）
新株予約権の目的である株式の種類と数	170,800株（本新株予約権1個につき100株）
資金調達の額	230,170,080 円 （内訳）本新株予約権発行による調達額：2,664,480 円 本新株予約権行使による調達額：227,505,600 円 （１株当たり1,332円）
払込期日	平成27年11月30日
新株予約権の行使期間	平成27年11月30日（本新株予約権の払込み完了以降）から平成31年12月24日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資　本　金　115,085,040円 資本準備金　115,085,040円
新株予約権の譲渡制限	本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全部をウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合に割り当てる。

調達する資金の具体的な使途

第１回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第２回無担保転換社債型新株予約権付社債

具体的な使途	金額 （百万円）	支出予定時期
[研究開発費] ・ミドルウェア製品（CRIWARE）の更新、新機能追加等 ・動画配信、楽曲解析等の新技術の研究	112	平成27年11月 ～平成31年12月
[事業展開、提携・M&A] ・音声及び映像関連技術の保有企業のM&A等 ・動画配信、動画広告、ヘルスケア関連分野における業務提携等 ・ミドルウェア事業の米国事業強化、アジア市場展開	149	平成27年11月 ～平成31年12月
[人材獲得] ・ミドルウェア製品（CRIWARE）の更新、新機能追加等及び動画配信、楽曲解析等の新技術の研究開発人員の増員 ・ゲーム分野・遊技機分野、ヘルスケア分野向け、及び動画配信、動画広告等向けの営業強化 ・欧米・アジア向けの海外事業に従事する人員の増員	112	平成27年11月 ～平成31年12月
[自己株式の取得] ・株主への一層の利益還元と機動的な資本政策を遂行するため	265	平成27年11月 ～平成28年1月

第４回新株予約権

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
[研究開発費] ・ミドルウェア製品（CRIWARE）の更新、新機能追加等 ・動画配信、楽曲解析等の新技術の研究	68	平成27年11月 ～平成31年12月
[事業展開、提携・M&A] ・音声及び映像関連技術の保有企業のM&A等 ・動画配信、動画広告、ヘルスケア関連分野における業務提携等 ・ミドルウェア事業の米国事業強化、アジア市場展開	91	平成27年11月 ～平成31年12月
[人材獲得] ・ミドルウェア製品（CRIWARE）の更新、新機能追加等及び動画配信、楽曲解析等の新技術の研究開発人員の増員 ・ゲーム分野・遊技機分野、ヘルスケア分野向け、及び動画配信、動画広告等向けの営業強化 ・欧米・アジア向けの海外事業に従事する人員の増員	68	平成27年11月 ～平成31年12月

なお、その他詳細については、平成27年11月12日付適時開示「株式会社ウィズ・パートナーズとの業務提携に関するお知らせ」をご参照下さい。

３．自己株式の取得について

当社は、平成27年11月12日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

⑴自己株式の取得を行う理由

株主の皆様への一層の利益還元と機動的な資本政策を遂行するため。

⑵取得の方法

平成27年11月12日の終値で、平成27年11月13日午前８時45分の株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToStNeT-3）において買付けの委託を行います（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。）。当該買付注文は当該取引時間限りの注文といたします。

⑶取引の内容

①取得対象株式の種類　　当社普通株式

②取得する株式の総数　　200,000株（上限）

（発行済株式総数　（自己株式を除く。）に対する割合4.63%）

③株式の取得価額の総額　330百万円（上限）

4．有償ストックオプション（新株予約権）の発行について

当社は、平成27年11月12日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、以下のとおり第３回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしました。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

⑴新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、中長期的な当社の企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権は、下記「⑵新株予約権の発行要領　⑧新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、当社の連結業績において、あらかじめ定める基準を達成した場合に初めて権利行使を可能とするものであります。

⑵新株予約権の発行要領

①新株予約権の名称

株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア第３回新株予約権

②新株予約権の割当ての対象者及びその人数ならびに割り当てる新株予約権の数（予定）

当社取締役	5名	1,399個
当社従業員	63名	760個
合計	68名	2,159個

上記は上限であり、申込み及び割当ての結果により減少することがある。

③新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的となる当社普通株式の数は、100株とする。なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式の併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることができる。

なお、かかる調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の総数

2,159個

⑤新株予約権の払込金額

新株予約権１個あたりの発行価額は、2,900円とする。

なお、当該発行価額は、第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値1,332円/株、株価変動性74.71%、配当利回り0%、無リスク利子率0.102%及び本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額1,332円/株、満期までの期間７年、行使の条件、取得条件）に基づいて、一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した価額と同額である。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、1,332円（新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値）とする。

なお、当社が、株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑦新株予約権の権利行使期間

平成28年１月16日から平成35年１月15日までとする。

⑧新株予約権の行使の条件

（ⅰ）新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成28年９月期（平成27年10月１日から平成28年９月30日まで）、平成29年９月期（平成28年10月１日から平成29年９月30日まで）又は平成30年９月期（平成29年10月１日から平成30年９月30日まで）の連結損益計算書における営業利益の額のいずれかが370百万円を超過した場合、新株予約権者に割り当てられた新株予約権を権利行使することができる。また、当社の連結範囲に変動があり、当社において作成される損益計算書が個別損益計算書のみとなった場合は、上記「連結損益計算書」は「個別損益計算書」と読みかえるものとする。

（ⅱ）新株予約権者は、当社又は当社子会社を退任又は退職した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社子会社側の都合による退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より１年間経過する日と新株予約権の権利行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった新株予約権を行使することができる。

(ⅲ)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(ⅳ)１個の新株予約権の一部行使は認めない。

(ⅴ)その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

(ⅰ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(ⅱ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ⅰ)記載の資本金等増加限度額から、上記(ⅰ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩新株予約権の取得に関する事項

(ⅰ)当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、又は当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社株主総会の承認（株主総会による承認を行わない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(ⅱ)新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑧に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得するものとする。

(ⅲ)新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得するものとする。

⑪新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑫組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(ⅰ)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(ⅱ)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ⅲ)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記③に準じて決定する。

(ⅳ)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記⑥で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(ⅴ)新株予約権を行使することができる期間

上記⑦に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記⑦に定める行使期間の末日までとする。

(ⅵ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記⑨に準じて決定する。

(ⅶ)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(ⅷ)その他新株予約権の行使の条件

上記⑧に準じて決定する。

(ⅸ)新株予約権の取得事由及び条件

上記⑩に準じて決定する。

(ⅹ)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

⑬新株予約権を割り当てる日

平成27年12月18日（金）

⑭新株予約権証券を発行する場合の取扱い

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

⑮新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

平成28年１月15日（金）

⑯申込期日

平成27年12月10日（木）

連結貸借対照表

(平成27年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,479,010	流動負債	152,725
現金及び預金	734,597	買掛金	9,253
売掛金	321,846	未払法人税等	64,286
有価証券	400,000	その他	79,185
繰延税金資産	4,464	固定負債	107,110
その他	18,101	退職給付に係る負債	68,258
固定資産	250,922	役員退職慰労引当金	38,851
有形固定資産	10,538	負債合計	259,835
建物及び構築物	6,133	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	4,405	株主資本	1,469,573
無形固定資産	26,743	資本金	198,850
ソフトウェア	26,355	資本剰余金	188,850
その他	387	利益剰余金	1,081,873
投資その他の資産	213,640	その他の包括利益累計額	524
投資有価証券	140,000	為替換算調整勘定	524
繰延税金資産	27,528	純資産合計	1,470,097
その他	46,111		
資産合計	1,729,933	負債純資産合計	1,729,933

連結損益計算書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		1,195,571
売上原価		438,283
売上総利益		757,287
販売費及び一般管理費		490,341
営業利益		266,946
営業外収益		
受取利息	44	
受取配当金	984	
為替差益	5,501	
その他	597	7,127
営業外費用		
株式公開費用	12,155	
その他	140	12,295
経常利益		261,778
税金等調整前当期純利益		261,778
法人税、住民税及び事業税	98,458	
法人税等調整額	2,216	100,675
少数株主損益調整前当期純利益		161,102
当期純利益		161,102

連結株主資本等変動計算書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	
当期首残高	33,250	23,250	920,770	977,270	△5,363	971,907
当期変動額						
新株の発行	165,600	165,600		331,200		331,200
当期純利益			161,102	161,102		161,102
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					5,887	5,887
当期変動額合計	165,600	165,600	161,102	492,302	5,887	498,190
当期末残高	198,850	188,850	1,081,873	1,469,573	524	1,470,097

貸借対照表

(平成27年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,414,656	流動負債	155,053
現金及び預金	671,027	買掛金	9,253
売掛金	321,846	未払金	9,383
有価証券	400,000	未払費用	16,395
前払費用	17,302	前受金	22,779
繰延税金資産	4,464	預り金	4,487
その他	13	未払法人税等	64,286
固定資産	308,132	その他	28,466
有形固定資産	10,458	固定負債	107,110
建物	6,133	退職給付引当金	68,258
工具、器具及び備品	4,325	役員退職慰労引当金	38,851
無形固定資産	26,743	負債合計	262,163
ソフトウェア	26,355	(純資産の部)	
商標権	96	株主資本	1,460,624
その他	291	資本金	198,850
投資その他の資産	270,929	資本剰余金	188,850
投資有価証券	140,000	資本準備金	188,850
関係会社株式	58,346	利益剰余金	1,072,924
出資金	2,446	利益準備金	927
長期前払費用	1,263	その他利益剰余金	1,071,997
繰延税金資産	26,472	繰越利益剰余金	1,071,997
その他	42,401	純資産合計	1,460,624
資産合計	1,722,788	負債純資産合計	1,722,788

損 益 計 算 書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		1,195,703
売上原価		438,470
売上総利益		757,232
販売費及び一般管理費		491,014
営業利益		266,217
営業外収益		
受取利息	33	
受取配当金	984	
為替差益	5,416	
その他	597	7,030
営業外費用		
株式公開費用	12,155	
その他	140	12,295
経常利益		260,952
税引前当期純利益		260,952
法人税、住民税及び事業税	98,360	
法人税等調整額	2,204	100,565
当期純利益		160,387

株主資本等変動計算書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	33,250	23,250	23,250	927	911,610	912,537	969,037	969,037
当期変動額								
新株の発行	165,600	165,600	165,600				331,200	331,200
当期純利益					160,387	160,387	160,387	160,387
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	165,600	165,600	165,600	－	160,387	160,387	491,587	491,587
当期末残高	198,850	188,850	188,850	927	1,071,997	1,072,924	1,460,624	1,460,624

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月10日

株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　菅田　裕之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉川　高史　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社ＣＲＩ・ミドルウェアの平成26年10月１日から平成27年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計に基準の準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月10日

株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　菅田　裕之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉川　高史　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＣＲＩ・ミドルウェアの平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴ 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵ 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3．後発事象

当社は、事業報告に記載のとおり、平成27年11月12日開催の取締役会において、以下のことを決議いたしました。

⑴ 株式会社ウィズ・パートナーズとの業務提携について

⑵ 第三者割当により発行される第１回無担保転換社債型新株予約権付社債、第２回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第４回新株予約権について

⑶ 自己株式の取得について

⑷ 有償ストックオプション（新株予約権）の発行について

当該各事項は、監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

平成27年11月12日

株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　片 山 勝 博　㊞

監査役（社外監査役）　内 田　　実　㊞

監査役（社外監査役）　金 成 壽 及　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	おしみ　まさお 押見　正雄 (昭和38年２月15日)	昭和62年４月　株式会社ＣＳＫ総合研究所　入社 平成９年10月　同社　マルチメディア研究室　マネージャー 平成14年８月　当社へ出向 平成15年４月　当社取締役 平成19年４月　当社専務取締役 平成20年６月　当社代表取締役専務 平成25年４月　当社代表取締役社長（現任）	394,200株
2	ふるかわ　けんじ 古川　憲司 (昭和31年２月24日)	昭和53年４月　コンピューターサービス株式会社[現ＳＣＳＫ株式会社]入社 昭和62年９月　同社　管理本部人事労務部部門長 平成３年９月　株式会社ＣＳＫ総合研究所　出向 平成12年２月　同社　取締役　総務部 部長 平成13年８月　当社取締役 平成22年３月　当社代表取締役社長 平成25年４月　当社代表取締役会長（現任） 平成27年６月　株式会社ベリサーブ社外取締役（現任）	252,000株
3	すずき　たいざん 鈴木　泰山 (昭和38年12月１日)	昭和62年４月　株式会社ＣＳＫ総合研究所　入社 平成13年８月　当社へ出向 平成16年７月　当社へ転籍　営業部 部長 平成22年３月　当社取締役 平成25年４月　当社取締役　第３事業ユニット長 平成27年10月　当社取締役　医療・ヘルスケア事業推進部部長（現任）	78,600株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	まつした　みさお 松下　操 (昭和38年１月18日)	昭和62年４月　株式会社ＣＳＫ総合研究所　入社 平成14年８月　当社へ出向 平成16年７月　当社へ転籍　研究開発部 部長 平成19年４月　当社執行役員　研究開発部 部長 平成24年12月　当社取締役 平成25年４月　当社取締役　第２事業ユニット長 平成27年10月　当社取締役　組込み事業推進部　部長（現任）	123,000株
5	たなか　かつみ 田中　克己 (昭和41年10月21日)	平成元年４月　株式会社ＣＳＫ[現ＳＣＳＫ株式会社]入社 平成５年10月　株式会社セガ・エンタープライゼス[現　株式会社セガホールディングス]　入社 平成13年４月　株式会社アルブレイン　取締役 平成20年３月　株式会社ＡＱインタラクティブ 入社 平成22年２月　同社　執行役員　事業企画部　部長 平成23年10月　株式会社マーベラスAQL　執行役員　デジタルコンテンツ事業部　副事業部長 平成25年４月　当社執行役員　コーポレート部門長 平成25年12月　当社取締役　コーポレート本部長（現任）	30,000株

（注）　各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷四丁目４番25号
アイビーホール　４階　クリノン
TEL 03－3409－8181

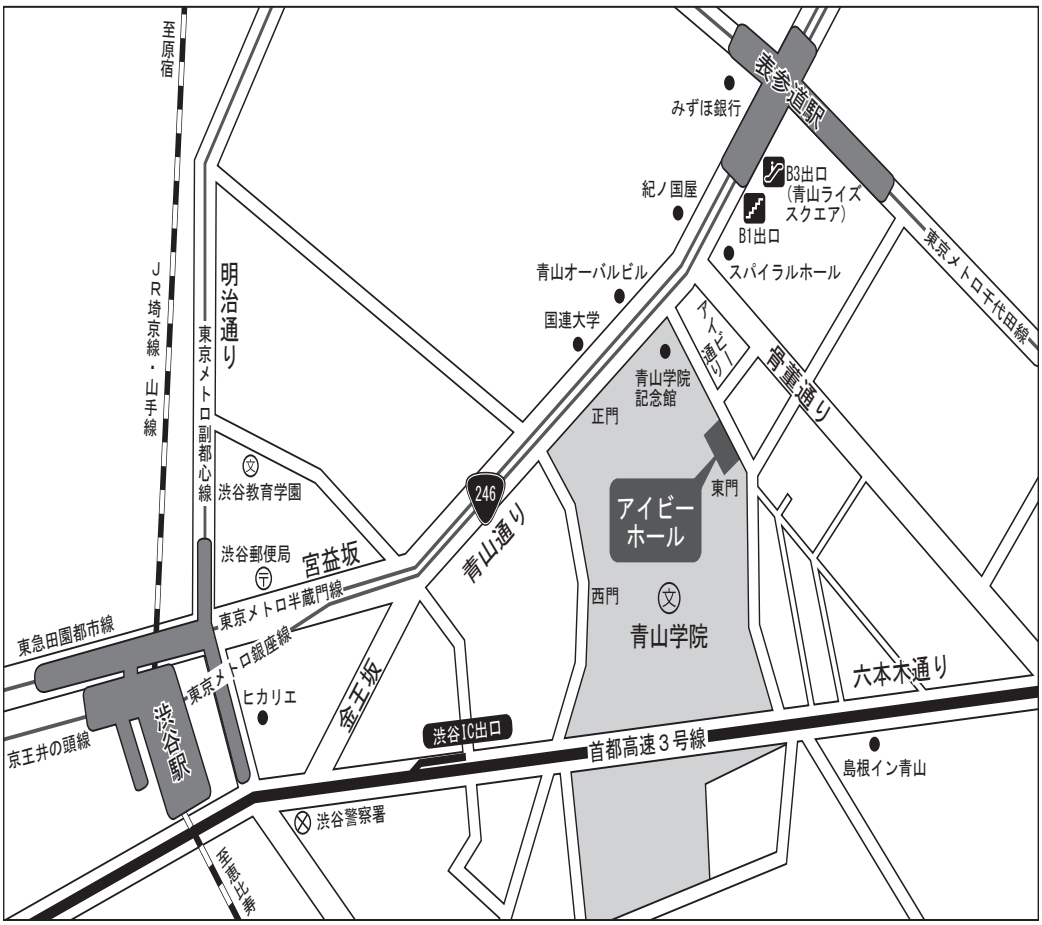

交通　東京メトロ銀座線・千代田線・半蔵門線「表参道駅」（Ｂ１・Ｂ３出口）より徒歩５分